

全戸回覧

令和6年9月14日

特別委員会 委員長 津乗 栄治

令和6年度高根台自治会 会長 太田 喜一

特別委員会審議結果

日頃は自治会活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

特別委員会の審議の結果下記3つを組長会に諮り、承認を得ましたのでご報告いたします。(括弧内は組長会での意見等により変更)

記

- ① 組の戸数の平準化:組の戸数を13戸から22戸とし、添付の地図のように組を変更する。
(8ブロックの組長より「34-1,34-2を32番地に34-3,34-4を31番地に」という要望があり、8ブロックの組長全員の同意を得て添付の地図のようにした。ブロック内での組の戸数の変更は、そのブロックの組長で話し合い、変更するのは可とする。ただし組数の変更は不可。変更した場合は会長に報告し、会長が組長会で報告する事。(承認の必要はなし))
- ② 組長辞退の条件:次年度組長に移管するにあたり、辞退の意向が示された場合は、現組長、次次期組長と当該家庭の状況を良く知る方2から3軒で相談して可否を判断する。結果を組内に回覧などで周知する。個人情報保護の観点から「組内の承諾」ではなく、「結果の周知」とする。自治会長に相談する場合もあり得るが、あくまでも個人情報の開示は数を限定する。
- ③ 自治会行事の見直しや外注化、ボランティアの活用による組長の負担軽減は、自治会に課せられた大きな議題である。近々、発生が予測されている大災害への対応や高齢化による孤立家族への対応について国は、公助・共助・自助に関して、共助に軸足を移しつつある。「この中で自治会活動をどう位置付けるか」、「いかにして安全。安心な地域を維持するか」については大事な問題であるが、すぐに結論が出ることでもないので、新たな特別委員会を立ち上げて引き続き検討することとした。
(夏祭りにおけるキッチンカーの増加やホームページの開設など、負担軽減策を試行しており、引き続き自治会に於いて試行錯誤しながら、改善を進める方が良いとの結論を得た。)

以上